

## 平成19年度食品110番受付状況について

平成15年度から、「食品表示110番」を「食品110番」と名称変更し、窓口を食育・食品安全推進室に一本化し、食品表示全般及び食品衛生等に関する苦情・相談・照会を受け付ける直通電話を設置しておりますが、平成19年度の受付状況を取りまとめましたのでお知らせします。

### 1 受付状況

#### 情報提供件数

85件（平成19年4月1日～平成20年3月31日）

食 品 分 類					
食肉 卵	水産物	野菜・米 果物	加工品	その他	合 計
9	9	6	54	7	85

情 報 区 分				
表示	添加物	異物 混入	健康 不安	その他
52	3	3	3	24

関 係 法 に よ る 分 類				
食品衛生法	JAS法	景品表示法	その他	合 計
32	28	4	21	85

結 果		
立入 調査	電話 指導	調査 不要
52	4	29

### 2 主な情報提供及び対応内容

#### (1) 表示に関すること

疑 問 点	対応・処理内容
「真さば」と表示した魚を購入したら「ゴマサバ」であった。また「真アジ」と表示され、店にも確認して購入したものが「丸アジ」であった。JAS法上どうい対応をとるのか。	調査日には通報のあった真さば、真あじは適正な表示がなされていたが、過去には指導不足により不適正な表示がなされていたことがあった旨確認した。従業員に対する適正な指示及び点検のうえ表示するよう指導した。
乾しいたけの販売で産地表示がなかったので、店にきいたら対馬産だろうといわれた。表示は必要ないのか。	販売者に調査を実施した。卸業者が持ってくる段ボール詰めを購入し小分けして販売している。段ボールには品質表示が無く、業者が対馬産と言っているが、確認ができないので表示していない。乾しいたけの品質表示基準について表示を指導した。

( 2 ) 販売・食品不安に関すること

疑問点	対応・処理内容
賞味期限切れ商品が多数販売されている。また、ネズミが食い散らかした商品が放置されている。	保健所が立ち入り調査し、賞味期限切れ商品の撤去、店内の清掃と消毒及び鼠・昆虫等の駆除等を指示した。
毒性のある水仙の球根がさつまいもと並べて販売されていたため、里いもと間違えて食してしまった。このような販売方法は問題があるのではないか。	保健所より販売店舗に対し、販売方法を指導した。
前日までの消費期限の菓子パンが半額セールで販売されていた。指導をして欲しい。	立入調査し、消費期限前の菓子パンの販売方法について確認。消費期限切れ食品の販売は行わないこと、チェック体制の強化等を指導した。

( 3 ) その他

疑問点	対応・処理内容
蜂蜜を販売したいが、表示はどのようにすればよいのか。市販のものでは、表示が異なっているものがある。	蜂蜜の表示に関する資料を送付し、適正な表示をできるよう依頼した。
もやしの表示について、「原産地、長崎県産」原料豆「中国産」と表示していることに対し消費者より原産地は「中国産ではないか」とクレームがあった。表示の確認をしたい。	JAS法ではもやしは生鮮食品なので、名称と原産地表示が必要で、原産地は栽培した所である。原料豆の原産地表示は任意表示。消費者に有益な情報であれば表示することは差し支えないことを伝えた。